# 浜松市奨学金返還支援事業の手引き

## ― 認定企業用 ―

2026.4.1

目　次


| | |
|---|---|
| **１．事業概要** | **Ｐ１** |
| （１）目的 | Ｐ１ |
| （２）認定企業の要件 | Ｐ１ |
| （３）補助金の額 | Ｐ２ |
| （４）協力金について | Ｐ２ |
| （５）認定企業の皆様にお願いすること | Ｐ２ |
| **２．補助金交付までのスケジュール** | **Ｐ３** |
| **３．（参考）補助金交付対象者が行う主な手続き** | **Ｐ４** |
| （１）補助金交付対象者認定申請 | Ｐ４ |
| （２）補助金交付申請 | Ｐ４ |
| **４．関係様式** | **Ｐ５** |
| （１）在職証明書（第 11 号様式） | Ｐ５ |
| （２）認定企業届出書（第 3 号様式） | Ｐ６ |
| **５．Ｑ＆Ａ** | **Ｐ７** |


浜松市
HAMAMATSU CITY

浜松市役所　産業部　労働政策課（TEL：053-457-2115）

# １.事業概要

## (1)目的

市と市内の中小企業（認定企業）が費用を負担し、認定企業に就職した若者を対象に奨学金返還の一部を補助し、浜松市の将来を担う産業人材の確保及び若者の移住・定住の促進を図る。

## (2)認定企業の要件

認定企業は、次のア～キの全てに該当する**中小企業**で、企業からの申請により市が認定します。

ご賛同いただける企業は、**「JOB はま！」から認定申請**をお願いします。

ア　**中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）に規定する中小企業者**で本市の区域内に事業所を有するもの、その他市長が認めるもの。

中小企業基本法に基づく中小企業者の定義

| 主たる業種 | 下記のいずれかを満たすこと | |
|---|---|---|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員数 |
| ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く） | 3億円以下 | 300人以下 |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ③サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| ④小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |

イ　浜松市内に本社を置く中小企業又は浜松市外本社の場合は市内に事業所があり、そこで働く人を採用する中小企業であること。

ウ　交付対象者に交付する奨学金返還補助金の費用に充てるための**協力金**を市に納付すること。（※協力金については P2（4）を参照）

エ　市税を完納していること。

オ　労働基準法、職業安定法その他労働関係法令をはじめとした法令に違反していないこと。

カ　暴力団等との関係を有していないこと。

キ　浜松就職・転職ナビ「ＪＯＢはま！」に登録していること。

## (3) 補助金の額

支援期間：**６年間**　※就職２年目～7 年目に交付

上 限 額：**年額１８万円**　**（６年間総額１０８万円）**

※奨学金返還額が年額 18 万円未満の場合はその返還額が上限

## (4) 協力金について

この事業は、市と認定企業が補助金の費用を負担して交付対象者を支援します。認定企業には、基本的に**補助金額の 1/2 を「協力金」として市へ納付**していただきます。

協力金の額：**年額最大９万円**（1 人当たり）※負担割合：市 1/2、認定企業 1/2

**※ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ・ﾊﾞﾗﾝｽ等推進事業所及び高齢者活躍宣言事業所の場合**

**年額最大６万円**（1 人当たり）※負担割合：市 2/3、**認定企業 1/3**

協力金の納付については、※補助金額が確定後（12 月頃）に協力金額確定通知と納付書を送付しますので、期限内に納付をお願いします。

認定企業からの協力金納付を確認後、交付対象者へ補助金を交付します。

## (5) 認定企業の皆様にお願いすること

ア　採用活動や貴社ＨＰ等において、本制度の認定企業であることのＰＲ

イ　**内定者への制度利用の促進及び交付対象者認定申請の案内**（入社前に申請）

ウ　**在職証明書（第 11 号様式）への証明**（交付対象者から依頼があります）

エ　**協力金の納付**

オ　**認定企業届出書（第 3 号様式）の提出**（P6 参照）

※以下に該当した場合のみ提出

①事業所の閉鎖

②中小企業の要件に非該当

③認定の辞退　等

④その他市長が必要と認めるとき（企業名・所在地の変更　等）

カ　**市からの奨学金アンケートへの協力**

## ２. 補助金交付までのスケジュール

下記表の **（１）～（３）** が認定企業の主な事務となります。

新卒者の１回目までの交付スケジュール

| 年度 | 月 | 手続き等 |
|---|---|---|
| 学生時代<br>（最終学年） | | 学生が就職活動 （※認定企業のPRをお願いします） |
| | 10月 | 内定解禁日 |
| | | **（１）内定者に制度利用を案内** |
| | | 学生が市へ「補助金交付対象者認定申請」を提出（3月末まで）<br>↓<br>市が学生に「補助金交付対象者認定」を通知 |
| | 3月 | 学生（補助金交付対象者）が大学等を卒業 |
| 就職1年目 | 4月 | 補助金交付対象者が認定企業に就職 |
| | 10月 | 補助金交付対象者が奨学金の返還を開始<br>※利用した奨学金によって返還開始時期は異なる場合があります。 |
| 就職2年目 | 4月 | |
| | 10月 | **（２）在職証明書への証明** |
| | | 補助金交付対象者が市へ「補助金交付申請書」を提出 |
| | 11月 | 市が認定企業へ「協力金額決定通知書」と「納付書」を郵送 |
| | 12月 | 補助金交付対象者が「補助金交付請求」を市へ提出 |
| | | **（３）協力金の納付** |
| | 1月 | 市が補助金交付対象者へ**補助金交付** |

## ３．（参考）補助金交付対象者が行う主な手続き

### (1) 補助金交付対象者認定申請

認定企業に内定された方で本補助金の受給を希望される方は、認定企業に入社する前もしくは契約開始日から 180 日以内に補助金交付対象者認定申請が必要です。

**＜申請要件＞**　以下のすべてに該当する方が申請出来ます。

ア　補助金交付対象者認定申請をする年の年度末において、**満 30 歳以下の方**
イ　浜松市内に所在する事業所と期間の定めのない労働契約を結び、契約開始日から 180 日以内であること、もしくは期間の定めがない労働契約をしていないこと
ウ　認定企業に正規社員として就職する方
エ　貸与型の奨学金を返還予定（既卒の方は返還中）の方
オ　就職後、浜松市に居住する予定の方（浜松市に居住する可能性のある方）
カ　奨学金を対象とした、他の類似の助成を受ける予定がない方
キ　浜松就職・転職ナビ JOB はま！に会員登録している方（JOB はま!から申請）

### (2) 補助金交付申請

**認定企業に入社２年目の 10 月頃**に第１回目の補助金交付申請をします。
※補助金交付対象者本人が申請します。

**＜補助金交付要件＞**　以下のすべてに該当する方に補助金を交付します。

ア　市から補助金交付対象者の認定を受けている方
イ　補助金交付申請時に、認定企業に１年以上在職している方
ウ　補助金交付申請時に、浜松市内に居住している方
エ　奨学金を対象とした、他の類似の助成を受けていない方
オ　市税を滞納していない方
カ　暴力団等との関係を有しない方

※補助金交付申請の添付書類として、**「在職証明書（第 11 号様式）」**が必要です。
補助金交付対象者本人から依頼がありましたら、**在職証明書へ証明をお願いします。（P5 参照）**

### (3) 補助金交付請求書

補助金交付申請後、市から補助金交付決定通知書が郵送されたら、補助金交付

請求書を市に提出します。

# ４.関係様式

## （１）在職証明書（第 11 号様式）

補助金交付対象者が補助金交付申請をする際の添付書類として必要となります。

様式にご記入のうえ、補助金交付対象者へお渡しください。様式は、JOB はま！からダウンロードできます。（証明の基準日は、10/1 前後の日付）

在職証明書（第 11 号様式）

第１１号様式（第１２条関係）

在 職 証 明 書

| | | |
|---|---|---|
| 氏名 | **遠州　一郎** | |
| 住所 | **浜松市〇区〇〇町 123-4** | |
| 生年月日 | **平成〇〇年〇月〇日** | |
| 勤務している事業所 | 名称 | **株式会社〇〇工業** |
| | 所在地 | **浜松市〇区〇〇町 111-222** |
| | 電話番号 | 053- xxx-xxxx |
| 就業年月日 | **令和〇年 4 月 1 日** | |
| 雇用形態 | **正規社員** | |
| 職種 | **営業** | |

上記の者は、令和〇年 10 月〇日現在、当社に在職していることを証明します。

令和〇年 10 月〇日

所在地　**浜松市〇区〇〇町 111-222**

企業名　**株式会社〇〇工業**

代表者　**代表取締役　浜松　一郎**

（自署しない場合は、押印してください）

＜記入担当者＞

所属部署　**総務部　総務課　人事グループ**

役職・氏名　**主任　静岡　花子**

電話番号　053-xxx-xxxx

## （２）認定企業届出書（第３号様式）

以下に該当した場合は、速やかに提出してください。

**①事業所の閉鎖**

**②中小企業の要件に非該当**

**③認定の辞退**

**④その他市長が必要と認めるとき（企業名・所在地の変更　等）**

浜松市奨学金返還支援補助金認定企業届出書（第３号様式）

第３号様式（第４条関係）

**令和〇年　〇月　〇日**

（あて先）浜松市長

所　在　地　**浜松市〇〇区〇〇町 123-4**
名　　称　**株式会社〇〇〇〇**
代 表 者 名　**浜松　太郎**

担当者氏名　**静岡　一郎**
電 話 番 号　053－XXX－XXX

浜松市奨学金返還支援補助金認定企業届出書

浜松市奨学金返還支援補助金交付要綱第４条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

※該当番号に〇を記載ください。

1　事業所の閉鎖

2　中小企業の要件（資本金や常時使用する従業員数）に非該当

3　認定の辞退

(4) その他（　**社名変更：株式会社□□□□　→　株式会社〇〇〇〇**　）

## ５．Ｑ＆Ａ

**Q1 現在、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所や高齢者活躍宣言事業所ではないのですが、これから認証を受けても協力金の減額措置が受けれますか。**

A1 奨学金返還者が**補助金交付申請時**（１回目は就職２年目の 10 月頃）で上記制度のいずれかに認証されていれば、協力金の企業負担が 1/3 となります。そのため、今後認証されれば、企業負担の減額措置が受けられます。
ただし、**上記認証制度は申請時期が決まっておりますので**（毎年７月頃）、詳細は労働政策課までお問合せください。

**Q2 協力金は、いつごろ納付するのですか。**

A2 協力金の納付時期は、交付対象者による補助金交付申請後、交付金額が確定する**12 月頃**を予定しています。市から協力金の納付書を送付いたしますので、期限内の納付にご協力をお願いします。

**Q3 １社あたりの補助人数の制限はありますか。**

A3 ありません。

**Q4 認定企業の対象となる「中小企業」の基準は何ですか。**

A4 中小企業基本法（第２条第１項）に規定する中小企業が対象となります。(P1 参照)
大企業、社会福祉法人、医療法人、学校法人、ＮＰＯ法人等は対象外です。

**Q5 個人事業主は対象となりますか。**

A5 基本的には、中小企業基本法第２条第１項に掲げる中小企業者ですが、個人事業主を含む小規模企業者においても対象となります。ただし、雇用契約の締結や雇用保険加入等の確認等が必要です。

**Q6 契約社員としての雇用を経てから正規採用の予定の人は、対象になりますか。**

A6 正規採用された日によって交付対象申請の時期が変わってくるため、事前に労働政策課までお問い合わせください。

**Q7 対象となる奨学金はどのようなものがありますか。**

A7・独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金
・浜松市奨学金など、自治体が貸与する奨学金
・（一財）あしなが育英会
・（公財）交通遺児育英会
・その他市長が認める奨学金
不明な点は、労働政策課までお問い合わせください。

**Q8 補助金交付対象者が市外へ転出した場合、補助の対象から外れますか。**

A8**「市内居住」は補助金交付の必須条件**となりますので、補助金交付申請時に市外に居住している方は、補助金交付の対象外となります。

ただし、例えば入社時に長期研修等で市外に住所があっても、入社 2 年目の補助金交付申請時に市内に住民票があれば対象となります。ご不明な点はお問合せ下さい。

**Q10 補助金交付対象者が市外の事業所に異動した場合、補助の対象から外れますか。**

A10 市外の事業所に異動した場合でも、市内に居住していれば対象となります。

居住地・勤務地にかかる取り扱いは以下のとおりです。

ア 認定企業が市内に本社がある場合

①市内の事業所に勤務し、市内に居住→対象

②市内の事業所に勤務し、市外に居住→対象外

③市外の事業所に勤務し、市内に居住→対象

④市外の事業所に勤務し、市外に居住→対象外

イ 認定企業が市外に本社がある場合

①市内の事業所に勤務し、市内に居住→対象

上記②～④は対象外となります。

**Q11 補助金交付対象者が退職した場合、取り扱いはどうなりますか。**

A11 毎年、補助金交付申請時（10 月）に認定企業を退職されている方は、補助金の申請及び受け取りはできません。また協力金の納付は不要となります。

**Q12 認証企業であることを、採用活動などでＰＲしてもいいですか。**

A12 ぜひ、本制度と共に認定企業について PR してください。認定企業は、浜松就職・転職ナビ「JOB はま！」でも PR しています。

また、貴社のＨＰ等や他の就職サイト等でも認定企業であることを周知願います。

**Q13 この事業はいつまで続きますか。**

A13 現在、事業の終期は定めていませんが、必要に応じてその実績や効果等を検証し、事業継続を検討します。

**Q14 支援期間の延長（3 年→6 年）は、すでに対象者認定を受けた者も該当しますか。**

Q14 すでに補助金交付対象者になっている方も延長して支援します。

**Q15 中途採用は対象となりますか。**

A15 新卒者だけでなく、交付対象者の認定を受けようとする日が属する年度末において、**満 30 歳以下の方**は対象です。

ただし、中途採用の方は、申請方法等が新卒の方と異なる場合がありますので、対象者がいましたら、事前に労働政策課までお問い合わせください。

**Q16 認定企業が市へ納付する協力金は経費として認められますか。**

A16 詳細は、所轄税務署にお問い合わせください。

浜松市
HAMAMATSU CITY

## 奨学金返還支援についてのお問合せ先

浜松市役所　労働政策課　奨学金返還支援担当
〒430-8652　浜松市中央区元城町 103 番地の 2
TEL：053-457-2115　　E メール：rose @city.hamamatsu.shizuoka.jp

制度の詳細につきましては、就職・転職ナビ「JOB はま！」をご覧ください。
https://www.shigoto-hamamatsu.com/work/scholarship/　JOB はま！

JOB はま！QR コードはこちら→